

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年10月3日(月)
担当課	市民生活部市民課
電話	0791-64-3147

報道機関各位

市民の皆さまに「生活支援給付金」を支給します

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応として、市民生活の影響の軽減を図るため、全市民に「生活支援給付金」を支給します。

さらに、マイナンバーカード取得者には、生活支援給付金を上乗せして支給します。なお、本事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」および「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して事業を実施します。

記

1 事業名 市民生活総合緊急対策支援事業

2 給付額

(1) 令和4年10月1日現在、たつの市住民基本台帳に登録されている方

①市民1人につき、**5,000円**の生活支援給付金を支給します。

②マイナンバーカードをすでに取得済みの方には、**3,000円**の生活支援給付金を上乗せして支給します。

③マイナンバーカードをすでに取得済みの18歳以下の方(平成16年4月2日以降に生まれた方)については、**2,000円**の生活支援給付金を、さらに上乗せして支給します。



(2) 令和4年10月2日以降、出生、転入等により、新たにたつの市住民基本台帳に登録された方

①たつの市住民基本台帳に登録後、マイナンバーカードを取得された方には、**3,000円**の生活支援給付金を支給します。

②たつの市住民基本台帳に登録後、マイナンバーカードを取得された18歳以下の方（平成16年4月2日以降に生まれた方）については、**2,000円**の生活支援給付金を上乗せして支給します。

3 申請方法

(1) 令和4年10月1日現在、たつの市住民基本台帳に登録されている方

11月中旬（予定）、世帯主宛に郵送される申請書を、世帯構成、給付額、振込口座等を確認のうえ、2週間をめぐりに返送または窓口に持参（電子申請可）

※令和4年10月1日時点でマイナンバーカード未取得者は、マイナンバーカードを取得後、給付金上乗せ分を令和5年2月28日までに申請可

(2) 令和4年10月2日以降、出生、転入等により、新たにたつの市住民基本台帳に登録された方

マイナンバーカードの受け取り時に配布される申請書を、令和5年2月28日までに窓口に持参または郵送

4 職員体制

生活支援給付金を支給するに当たり、市民に迅速かつ適正に給付事務を行うため、令和4年10月1日付けで市民生活部に市民生活総合緊急対策支援担当課長のほか4名を配置しました。

- ・参事級 1人（市民課長を兼務）
- ・主幹級 2人（市民課主幹、環境課主幹を兼務）
- ・課長補佐級 1人（国保医療年金課副主幹を兼務）
- ・係長級 1人（市民課主査を兼務）

5 予算措置 564,900千円